

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 ボランティア・地域福祉活動助成 募集要項

1. 助成の目的

この助成制度は、市内を主たる活動の範囲とするボランティア・市民活動団体等に対して事業費の助成を行うことにより、市民の主体的な参加による「福祉のまちづくり」を促進し、福祉の増進に寄与することを目的としています。

本助成制度は、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」及び「横河・100円募金の会」からの寄付金を財源としています。

2. 申請区分

- (1) ボランティア・市民活動団体助成
- (2) 障がい当事者団体助成（ただし、事業に係る費用とする）

3. 対象となる活動又は事業の範囲

助成金を申請する当該事業の対象者が主に武蔵野市民であり、以下のいずれかに該当する事業（※申請対象は1事業のみ）

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域福祉の向上又はまちづくりの推進を図る活動
- (3) 防災、防犯又は地域の安全に関する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 障がい当事者や家族の交流を図る活動
- (6) その他武蔵野市民社会福祉協議会会長が認める活動

4. 対象となる団体

助成の申請が可能な団体は、以下の条件をすべて満たす団体に限ります。

- (1) 武蔵野市民社会福祉協議会に会員として登録している団体

※申請時に平成29年度の会費が納入済みである、もしくは活動団体登録が済んでいること

- (2) 会則・規約等を定めている団体

※ただし、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体、並びに政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体並びに、特定の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する団体並びに公序良俗に反する活動を行う団体を除きます

5. 対象となる経費（事業にかかる経費が対象です）

- (1) 報償費…外部講師、専門家、出演者への謝礼等（1人/回の上限3万円）
- (2) 旅費・交通費…交通費や宿泊費等
- (3) 使用料・賃借料…会場や機材、使用料やバスの借上げ料等
- (4) 印刷製本費…ポスター、チラシ、資料の印刷費等
- (5) 消耗品費…用紙、文房具、インク代等
- (6) 材料等購入費…手芸材料費等
- (7) 資料等購入費…資料、図書、楽譜の購入費等
- (8) 通信運搬費…郵便代等
- (9) 保険料…行事保険等（※ボランティア保険は対象外）
- (10) その他…経費として本会が認めるもの

6. 助成区分と助成上限額

申請は1団体1事業に限ります

	助成区分と上限額	
	新規団体助成 団体の活動実績が1年に満たない場合に申請できる区分	事業助成 団体の活動実績が1年以上の場合に申請できる区分
(1) ボランティア・市民活動団体助成	上限額 5万円	上限額 20万円
(2) 障がい当事者団体助成	上限額 5万円	上限額 20万円

7. 申請期間と申請方法

平成29年4月17日（月）から5月19日（金）まで。

（受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時）

申請団体の構成員が、「8. 申請に必要な書類」の申請書類を市民社協窓口まで持参してください。郵送や代理の方による申請は受け付けません。

申請書類は、市民社協ホームページからもダウンロードできます。

8. 申請に必要な書類

- (1) ボランティア・地域福祉活動助成交付申請について（第1号様式）
- (2) 交付申請書（別紙1）
- (3) 申請事業計画書（別紙2-1）
- (4) 申請事業収支予算書（別紙2-2）
- (5) 平成28年度事業報告書（別紙3-1）
- (6) 平成28年度収支決算書（別紙3-2）
- (7) 平成29年度事業計画書（別紙4）
- (8) 会員名簿（別紙5）
- (9) 会則・規約等

※提出用の様式に記入のうえ、ご提出ください。異なる様式{(9)は除く}での申請は書類不備とみなし、受理できませんのでご注意ください。

その他、新規に申請する団体は、リーフレット等団体概要のわかるものをご提出ください。

9. 審査

武蔵野地区配分推せん委員会で審査のうえ、助成金を交付することが公益上必要であると認められた事業に対して、予算の範囲内で助成額を決定します。申請書類の審査のほか、プレゼンテーションも実施いたします。

(1) プレゼンテーション

事業の内容・目的等の審査のため、申請団体による武蔵野地区配分推せん委員会へのプレゼンテーションを義務づけています。1団体あたり約10分間で事業説明・質疑応答等を行います。申請区分ごとに「ボランティア市民活動団体助成」区分は6月5日（月）、「障がい当事者団体助成」は6月9日（金）に実施します。申請書類提出等の際に、時間を決めます。なお、プレゼンテーションは公開となります。

(2) 審査基準

以下の項目について、申請事業の審査を行い、助成の適否、助成額を決定します。

- ① **必要性** …… 本助成制度の目的と照らし合わせ、必要な事業であるかどうか。
- ② **実行可能性** …… 現実的で計画性があり実現可能な内容であるか。
- ③ **自立性** …… できるだけ自分で資金調達し自立が期待できるかどうか。
- ④ **予算の適切性** …… 申請事業の予算の立て方が適切なものであるかどうか。

10. 助成金の交付決定

全申請団体によるプレゼンテーション審査の終了後、審査会を開催し、助成事業及び助成額を決定し、申請団体に通知します。

助成金交付の決定通知を受けた団体は、速やかに必要書類を提出してください。助成金交付証書授与式を6月29日（木）に実施します。欠席をされると助成金の交付を受けられない場合があります。

11. その他

(1) 申請事業実施時の周知

本助成金は、「歳末たすけあい募金・地域福祉活動募金」及び「横河・100円募金の会」の寄付金を充てています。申請事業の実施時に印刷物を発行する場合は、『この事業は、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」及び「横河・100円募金の会」による助成を受けています。』等の記載をお願いいたします。

(2) 実績報告

助成事業等の終了、もしくは助成金交付に係る会計年度が終了したときから1ヶ月以内に、下記の書類を武蔵野市民社会福祉協議会に提出してください。提出期限が守られなかった場合、翌年度の申請はできません。必ず提出期限内にご提出ください。

実績報告に必要な書類

- ①実績報告書（本会所定の書式。交付決定通知に同封します）
- ②活動中の写真（2枚以上）

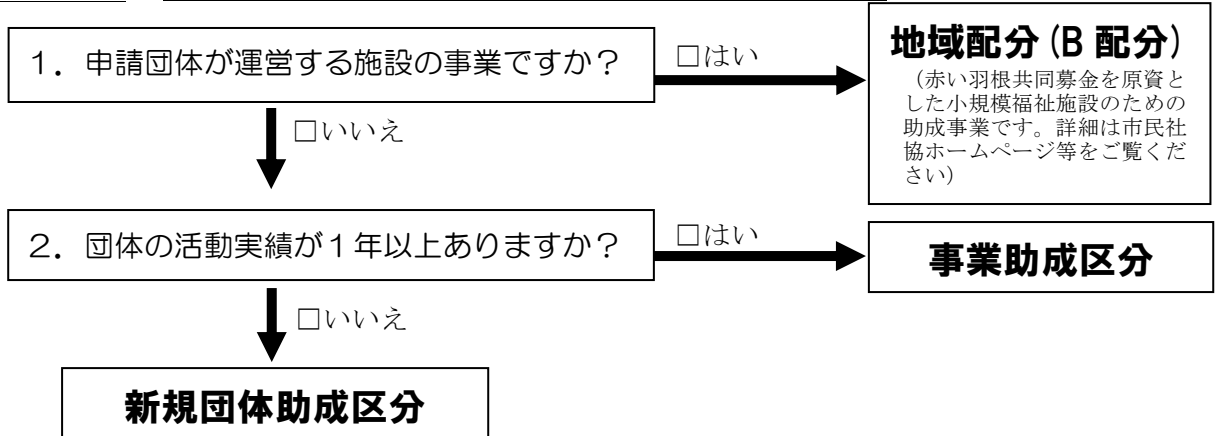
※提出いただいた文書や写真等は、事業周知のため、本会広報紙やホームページ等に掲載させていただく場合があります。

(3) 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。助成事業終了後、当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額を返還していただきます。

平成 29 年度ボランティア・地域福祉活動助成 申請前チェックシート

◆チェック1 申請しようとしている事業の助成区分は？



*その他、市民社協では住民同士の幅広い交流を目的とした居場所活動を対象に「身近な地域の居場所づくり助成事業(上限年額 10 万円)」を実施しています。この事業に関しては、年間を通じて申請を受け付けております。

◆チェック2 市民社協に会員登録していますか？

平成 29 年度市民社協会員（団体会員、またはボランティアセンター武蔵野活動会員）として登録していることが申請条件となっています。

◆チェック3 申請書類に不備・記入漏れはありませんか？

- 申請書類一覧（※必ず指定の様式に記入して提出してください。）
 - (1) 第 1 号様式（第 5 条関係）
 - (2) ボランティア・地域福祉活動助成 交付申請書 [別紙 1]
 - (3) 申請事業計画書 [別紙 2-1]
 - (4) 申請事業収支予算書 [別紙 2-2]
 - (5) 平成 28 年度事業報告及び収支決算書 [別紙 3-1、3-2]
 - (6) 平成 29 年度事業計画書 [別紙 4]
 - (7) 会員名簿 [別紙 5]
 - (8) 会則・規約等
 - (9) (初めての申請団体等) 団体の活動概要のわかるリーフレット・会報等

「どのようにこの事業を行なうのか?」「この事業を実施して、どんな効果があるのか?」「そのためにどういった助成が必要なのか?」が記入してありますか。それを具体的に「文章として」記載することが説得力の向上につながります。審査基準は **1 必要性 2 実行可能性 3 自立性 4 予算の適切性** のポイントで行なわれます。

◆チェック4 完成した申請書類のコピーは取りましたか

発表審査（プレゼンテーション）を行いますので、お手元にコピーを忘れずに！！

【問合せ先】 〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町 1-9-1 1 階
社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会
Tel : 23-0701 Fax : 23-1180 E-mail : shimin@shakyou.or.jp